

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 2 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

現下の状況を踏まえた抗原定性検査キットの安定供給へのご協力について（依頼）

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸びています。

これまでも、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通における留意点について」（令和4年1月20日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等により、現下の状況を踏まえ、需給が安定するまでの間、医療機関や地方自治体における行政検査（優先Ⅰ）、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間の短縮のための検査（優先Ⅱ）など、必要な用途に確実に供給されるようにするため、優先度に応じた適正な流通をお願いしているところです。

医薬品卸売販売業者各社におかれては、医療機関や行政検査を行う地方自治体、社会機能維持者の所属する事業者等からの優先度の高い発注に対応可能な供給能力を確保するため、本年1月27日以前の薬局等との契約等に基づく出荷分について、最大限、分割納入や需給の安定後の納入にご協力いただくとともに、納入状況について厚生労働省から照会をさせていただく場合がありますので、その旨、貴会傘下の会員企業に対する周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、同内容について、メーカー各社に対し通知している旨、申し添えます。

事務連絡
令和4年2月2日

一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
一般社団法人日本臨床検査薬協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課
経済産業省商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

現下の状況を踏まえた抗原定性検査キットの安定供給へのご協力について（依頼）

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸びています。

これまでも、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給における留意点について」（令和4年1月20日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの安定供給に向けた優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等により、現下の状況を踏まえ、需給が安定するまでの間、医療機関や地方自治体における行政検査（優先Ⅰ）、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間の短縮のための検査（優先Ⅱ）など、必要な用途に確実に供給されるようにするため、優先度に応じた適正な流通をお願いしているところです。

メーカー各社におかれては、医療機関や行政検査を行う地方自治体、社会機能維持者の所属する事業者等からの優先度の高い発注に対応可能な供給能力を確保するため、本年1月27日以前の薬局等との契約等に基づく出荷分について、最大限、分割納入や需給の安定後の納入にご協力いただくとともに、納入状況について厚生労働省から照会をさせていただく場合がありますので、その旨、貴会傘下の会員企業に対する周知のほどよろしく願いいたします。

なお、同内容について、医薬品卸売販売業者各社に対し通知している旨、申し添えます。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 20 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・
抗原定性検査キットの適正な流通における留意点について

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通について」（令和4年1月13日付け事務連絡）により、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットについては、製造販売業者へ増産等要請するとともに、卸売業者においても都道府県等からの発注に対して速やかに納入できるよう必要な在庫量を確保いただくことを要請したところですが、現在、感染者の急増等により、当該製品の需要が急激に高まっており、一部の医療機関や地方自治体において入手困難となっているところです。

このため、卸売業者におかれましては、需給がひっ迫している間は納入先として、当該製品を用いて行政検査を行う医療機関や地方自治体を優先することについて、改めて貴会傘下の会員企業に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸びています。

抗原定性検査キットについては、これまで、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通について」（令和4年1月13日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通における留意点について」（令和4年1月20日付け事務連絡）により、製造販売業者へ増産等を要請するとともに、需給がひっ迫している間は行政検査を行う医療機関や地方自治体からの発注への対応を優先することを要請したところですが、現下の状況を踏まえ、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするため、優先度に応じた物流の流れを確保することが必要です。

このため、抗原定性検査キットの適正な流通に当たっては、下記のように優先付けを行いながら対応していただくとともに、一度に大量の注文を受け、安定供給に支障を来すおそれがある場合には、複数回に分割して納品することなどについて、改めて貴会傘下の会員企業に対する周知のほどよろしく願います。

なお、行政検査を行う医療機関及び自治体に対し、行政検査を行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うこと、それ以外の機関等に対し、実需を超えた発注は控えることについて、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」(令和4年1月27日付け事務連絡)に基づき依頼している旨、申し添えます。

記

- (1) まず、症状がある方などが検査を確実に受けられるよう、
 - ・ 行政検査を行う医療機関からの発注
 - ・ 行政検査を行う地方自治体からの発注
 - ・ 地方自治体が、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」(令和4年1月24日付け事務連絡)に基づき、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等からの発注について、優先となること。

- (2) 次に、感染拡大を防止しながら可能な限り社会経済活動を維持する観点から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査のための需要にも適切に対応すること。

- (3) その上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の検査について、当面、足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めること。